

## **様式第十三（第4条関係）**

### 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

#### 1. 確認の求めを行った年月日

令和5年3月20日

#### 2. 回答を行った年月日

令和5年4月12日

#### 3. 新事業活動に係る事業の概要

無人の店舗において、以下のとおり年齢確認を実施した上で酒類の販売を行うもの。

- ① 店舗利用者がセルフレジに酒類をスキャンすると、当該無人店舗を運営する法人（以下「店舗運営法人」という。）に通知が届く。
- ② 店舗運営法人は、店舗の運営業務等を委託した法人の従業員に対し、酒類の購入を希望する者の年齢報告を要請する。
- ③ 当該従業員は、酒類の購入を希望する者の年齢を店舗運営法人に報告する。
- ④ 店舗運営法人は、酒類の購入を希望する者が20歳以上であると確認した場合に限り、セルフレジの表示及び音声により代金の支払いを求める。

#### 4. 確認の求めの内容

本件事業における年齢確認が、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号。以下「法」という。）第1条第4項に規定する「営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者」が行う「年齢ノ確認」に該当し、同項に違反しないこと。

#### 5. 確認の求めに対する回答の内容

本件事業における年齢確認については、法第1条第4項に規定する「営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者」が行う「年齢ノ確認」に該当すると解して差し支えない上、同項はいわゆる訓示規定であり、同項の規定により処罰されることはないものと承知している。

なお、同項の規定による措置を講じていたとしても、20歳未満の者に対してその飲用に供すると知って酒類を販売した場合等には、処罰される可能性がある。